

リスク評価結果をふまえた特殊健康診断等について(案)

【経緯】

- 「化学物質のリスク評価検討会」(座長 名古屋俊士 早稲田大学理工学術院教授)において、平成21年度に7物質を対象とする初期リスク評価が行われ、うち5物質について、平成22年度に詳細リスク評価が行われた。
- また、平成22年度委託事業「職場における化学物質のリスク評価推進事業」において開催された「化学物質の健康診断に関する専門委員会」(座長 櫻井治彦 中央労働災害防止協会労働衛生調査分析センター技術顧問)では、上記詳細リスク評価の対象となった5物質に係る特殊健康診断の必要性の有無及び健康診断項目について検討が行われた。
- 詳細リスク評価の結果、3物質(インジウム及びその化合物、エチルベンゼン、コバルト及びその化合物)については健康障害防止措置等の検討を行うべきとされた。
- なお、インジウム及びその化合物については、詳細リスク評価の過程で、早急に対策を講ずる必要があると判断されたため、「化学物質の健康障害防止措置検討会」において、平成22年中に健康障害防止に関する技術指針がとりまとめられ、行政指導により措置を講じている。

【1】 インジウム及びその化合物

〔一次健康診断項目〕

1. 業務の経歴の調査
2. 作業条件の簡易な調査
3. 喫煙歴の有無の検査
4. インジウム及びその化合物によるせき、たん、息切れ等の自覚症状またはチアノーゼ、ばち状指等の他覚所見の既往歴の有無の検査
5. インジウム及びその化合物によるせき、たん、息切れ等の自覚症状またはチアノーゼ、ばち状指等の他覚所見の有無の検査
6. 血清インジウムの検査
7. 血清 KL-6 の検査
8. 胸部CT検査(雇入れまたは配置替え時のみ)

〔二次健康診断項目〕

1. 作業条件の調査
2. 医師が必要と認める場合は、胸部のエックス線直接撮影もしくは特殊なエックス線撮影による検査、サーファクタントプロテインD(血清 SP-D)の検査等の血液化学検査、肺機能検査、喀痰の細胞診または気管支鏡検査

【2】 エチルベンゼン

〔一次健康診断項目〕

1. 業務の経歴の調査
2. 作業条件の簡易な調査
3. エチルベンゼンによる眼の痛み、発赤、せき、咽頭痛、鼻腔刺激症状、頭痛、倦怠感等の自覚症状または他覚所見の既往歴の有無の検査
4. エチルベンゼンによる眼の痛み、発赤、せき、咽頭痛、鼻腔刺激症状、頭痛、倦怠感等の自覚症状または他覚所見の有無の検査
5. 尿中のマンデル酸の検査

〔二次健康診断項目〕

1. 作業条件の調査
2. 医師が必要と認める場合は、肝機能検査、腎機能検査または神経学的検査

【3】 コバルト及びその化合物

〔一次健康診断項目〕

1. 業務の経歴の調査
2. 作業条件の簡易な調査
3. コバルト化合物によるせき、息苦しさ、息切れ、喘鳴、皮膚炎等の自覚症状又は他覚所見の既往歴の有無の検査
4. コバルト化合物によるせき、息苦しさ、息切れ、喘鳴、皮膚炎等の自覚症状又は他覚所見の有無の検査

〔二次健康診断項目〕

1. 作業条件の調査
2. 尿中のコバルトの検査
3. 肺機能検査
4. 医師が必要と認める場合は、心電図検査、胸部エックス線直接撮影もしくは特殊なエックス線撮影による検査、又は皮膚貼付試験